

孝養ハイッグループホーム利用料金

厚生労働大臣が定める基準によります。当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

(1) 基本料金

注：下記の料金は、介護保険負担割合が1割の方の料金になります。

負担割合が2割の方は、下記の料金の2倍の金額になります。

負担割合が3割の方は、下記の料金の3倍の金額になります。

①介護費

状態区分	1日当たりの自己負担分
要支援Ⅱ	748円
要介護1	752円
要介護2	787円
要介護3	811円
要介護4	827円
要介護5	844円

②医療連携体制加算 1日につき +39円

③初期加算 1日につき 30円

ア) 入所後30日間

イ) 30日を超えて入院し、退院した場合
30日間

※基本料金に加えて、下記について（対象となる場合）、加算して料金を頂戴致します。

【1】サービス提供体制強化加算（以下の要件に該当した場合。下記の①～③のいずれかひとつのみ加算）

①介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が70%以上または、勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上の場合 +22円

②介護職員の総数に占める介護福祉士の資格を有する職員の割合が60%以上の場合 +18円

③介護職員の総数に占める介護福祉士の資格を有する職員の割合が50%以上または、看護職員と介護職員の総数に占める常勤職員の割合が75%以上または、介護職員と看護職員の勤続年数が7年以上の職員の総数に占める割合が30%以上の場合 +6円

【2】退居時相談援助加算 退居にあたって、在宅で生活するために相談援助を行った場合 +400円
(1回のみ)

【3】若年性認知症利用者受入加算 若年性認知症利用者の方が、サービスを利用された場合 +120円

【4】看取り介護加算 当事業所で看取り介護を行った後お亡くなりになられた場合
(要支援2の方は対象となりません)

①お亡くなりになった日以前31日以上45日以下まで +72円

②お亡くなりになった日以前4日以上30日以下まで +144円

③お亡くなりになった日の前日及び前々日 +680円

④お亡くなりになった日 +1,280円

【5】入院時の加算

入院時加算として1カ月に6日を限度として、1日につき246円を負担して頂きます。

(ただし、入院の初日及び最終日を除きます)

【6】科学的介護推進体制加算 +40円/月

【7】介護職員処遇改善加算 基本料金に上記加算を加えた料金の 11.1%

【8】介護職員等特定処遇改善加算 " 料金の 3.1% または、2.3%

(2) その他の料金

① 給食費 1日当たり 900円

② 光熱水費 1日当たり 440円

③ 家賃分 1日当たり 1,000円

④ その他の料金 レクリエーション、行事等材料費他実費相当